

2026年度 前期分授業料免除及び徴収猶予の申請について

2026年度前期分授業料免除及び徴収猶予の申請書類を下記により配布します。
免除等を希望する方は、下記により申請手続きを行ってください。

記

1. 対象者(①～③のいずれかに該当する者)

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ② 多子世帯の要件に該当する者（日本人学部生のみ）
- ③ 申請前6ヶ月以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
 - ※ 標準修業年限を超えて在籍する方（標準修業年限超過者）は、対象となりません。ただし、標準修業年限は休学期間を除いた期間となります。また、長期履修生で長期履修が認められている期間内は標準修業年限内として取り扱います。
 - ※ 研究生や聴講生、科目等履修生は申請できません。

2. 申請要項等の配付方法

配付方法：大学のHPに申請要項及び申請書類様式を掲載していますので、そこから各自で印刷してください。

掲載場所：<https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/>
大学(HPトップページ) → 学生生活 → 奨学援助 ▶ 入学料免除・授業料免除
* 上記サイトの「授業料免除・徴収猶予制度について」の項目から、ご自身の該当のところに進んでください。

※ 申請に必要な書類を市町村役所等から取り寄せるのに時間がかかる場合もありますので、申請に間に合うように十分に余裕を持って準備してください。

3. 申請受付期間等

修学支援新制度(日本人学部生)：4月20日～4月24日、5月18日～5月26日
学内制度(大学院生・留学生等)：4月10日(金)、4月13日(月)、4月14日(火)

- ※ 受付場所等、その他の詳細は申請要項を確認してください。
- ※ **受付期間後の申請は、いかなる理由があっても受付できません。**

4. その他

- ① 修学支援新制度による授業料免除について、昨年度までに申請を行い、現在支援対象者と認定されている方は上記の申請を行う必要はありません。
- ② 学内制度による授業料免除及び徴収猶予は、前期分と後期分それぞれ申請する必要があります。
- ③ ご不明な点等ありましたら、下記までお問合せください。